

令和7年度

船橋市立船橋中学校 部活動後援会

1. 令和6年度 事業報告
2. 令和6年度 会計決算報告
3. 令和7年度 事業計画
4. 令和7年度 予算
5. 令和7年度 役員名簿

船橋市立船橋中学校 部活動後援会 会則

船橋市立船橋中学校 部活動後援会 細則

1. 令和6年度 事業報告

- 5月 部活動後援会 理事会開催（紙面にて）
在校生より会費集金
- 7月 各部活動へ援助金支出
- 9月 春・夏の大会お祝い金支出（部活動援助費）

2. 令和6年度 会計決算報告

(1) 収入の部

(円)

項 目	本年度予算	決 算	増 減	備 考
会費	600,000	759,000	159,000	
賛助会費	10,000	30,000	20,000	
銀行利子	4	434	430	
繰越金	492,766	666,542	173,776	
雑収入	0	0	0	
合 計	1,102,770	1,455,976	353,206	

(2) 支出の部

(円)

項 目	本年度予算	決 算	残 高	備 考
部活動援助費 *	700,000	493,000	207,000	部活動援助金
会議費	1,000	0	1,000	
事務通信費	3,000	1,560	1,440	郵送代
消耗品費	30,000	2,689	27,311	事務用品、用紙代
予備費	368,770	0	368,770	
次年度準備金	0	0	0	
合 計	1,102,770	497,249	605,521	

*部活動援助費内訳は次頁

以上相違ありません。

令和7年 4月 3日

会計監査 境 早苗

会計監査 杉尾 麻帆

(円)		
収 入	支 出	残 高
1,455,976	497,249	958,727



* 援助費内訳（令和7年3月31日現在）

◎各部活動への援助金

(円)

野球部	10,000	男子サッカー部	13,000
男子バレー部	10,000	女子サッカー部	7,000
女子バレー部	10,000	ソフトボール部	8,000
男子バスケットボール部	11,000	陸上部男女	9,000
女子バスケットボール部	8,000	柔道部男女	8,000
卓球部男女	15,000	管弦楽部	14,000
剣道部男女	9,000	演劇部	12,000
男子テニス部	11,000	美術部	13,000
女子テニス部	10,000		
		合 計	178,000

◎校外で活躍した部への祝い金

(円)

春の大会	卓球部	市大会優勝（個人）	5,000
	男子バレー部	市大会優勝	10,000
	ソフトボール部	市大会優勝	10,000
夏の大会	体操	県大会出場（個人）	5,000
	水泳	県大会出場（個人×5名）	25,000
	卓球部	県大会出場（団体）	10,000
	卓球部	県大会出場（個人×3）	15,000
	剣道部	県大会出場（団体）	10,000
	野球部	県大会出場	10,000
	男子バレー部	県大会出場	10,000
	ソフトボール部	県大会出場	10,000
	陸上部	県大会出場（個人×10名）	50,000
	陸上部	県大会優勝（個人×1）	5,000
	水泳	関東大会出場（個人×2）	20,000
	陸上部	関東大会出場（個人×1）	10,000
	ソフトボール部	関東大会出場	50,000
	男子バレー部	関東大会出場	50,000
	陸上部	全国大会出場（個人×1）	10,000
秋の大会	該当なし		
		合 計	315,000

(円)

援助費合計	493,000
-------	---------

3. 令和7年度 事業計画

- (1) 部活動の奨励・援助を行う
- (2) 各種大会・発表会の奨励・援助を行う
- (3) 選手部員派遣に対する援助を行う
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う

4. 令和7年度 予算

(1) 収入の部

(円)

項 目	令和6年度予算	令和7年度予算	増 減	備 考
会費	600,000	400,000	-200,000	1,000円×400名 ※未確定
賛助会費	10,000	10,000	0	
銀行利子	4	4	0	
繰越金	666,542	958,727	292,185	
合 計	1,276,546	1,368,731	92,185	

(2) 支出の部

(円)

項 目	令和6年度予算	令和7年度予算	増 減	備 考
部活動援助費	700,000	500,000	-200,000	祝金、部活動援助
会議費	1,000	1,000	0	会議に伴う雑費
事務通信費	3,000	3,000	0	郵送代
消耗品費	30,000	30,000	0	事務用品、用紙代、封筒印刷代
予備費	542,546	834,731	292,185	
次年度準備金	0	0	0	
合 計	1,276,546	1,368,731	92,185	

5. 令和7年度 役員名簿

会 長	長 浜 義 夫
副会長	関 根 金 一 郎 幹事会会長
書 記	幹事会副会長 2 名
会 計	幹事会会計
理 事	教 頭 教務主任 歴代 P T A 会長 前幹事会副会長 1 名
会計監査	幹事会会計監査

船橋市立船橋中学校 部活動後援会 会則

(名称および事務所)

第1条 本会は、船橋市立船橋中学校部活動後援会と称し、事務所を船橋中学校内に置く。

(目 的)

第2条 本会はPTAと地域とが協力して、船橋中学校の向上発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 部活動の奨励・援助
- ② 各種対外行事奨励・援助
- ③ 選手部員派遣に対する援助
- ④ その他本会の目的達成に必要な事業

(組 織)

第4条 本会の組織は、次の通りとする。

- ① 本会は、第3条の目的に賛同する本校在籍生徒保護者ならびに職員を以って会員とする。
- ② 本会は、第3条の目的に賛同する本校卒業生ならびに地域関係者を以って賛助会員とする。

(役 員)

第5条 本会は、次の役員をおき任期を1年とする。ただし再任を妨げない。

会 長	1名	副会長	2名	書 記	2名
会 計	1名	理 事	若干名	会計監査	1名

(役員の選出)

第6条 本会の役員選出は次の通りとする。

- ① 会長・副会長・会計監査は総会または代表者会議において選出する。ただし、船橋中学校PTA会長・副会長・会計監査が兼ねることができる。

(役員の任務)

第7条 本会の役員の任務は、次の通りとする。

- ① 会長は、本会を代表し会務を整理する。
- ② 副会長は、会長を補佐し会長が事故ある時はこれを代理する。
- ③ 書記ならびに会計は、議事および会計を記録する。
- ④ 会計監査は、本会の会計を監査する。

(事務局)

第8条 本会に事務局をおくことができる。

(会 議)

第9条 本会の会議は、総会・代表者会議および理事会とし、会長が召集する。

(総 会)

第10条 総会は必要に応じて開催するものとし、また代表者会議を年1回以上開き、次の事項を審議する。

- ① 予算ならびに決算の承認に関する事項
- ② 事業計画承認に関する事項
- ③ 会則の改正承認に関する事項
- ④ その他、会長が必要と認めた事項

(代表者会議)

第11条 代表者会議は、後援会役員・PTA会長・学校長を以って構成され、総会に代わる議決機関とする。

(理事会)

第12条 理事会は必要に応じて開き、次の事項を審議する。

- ① 事業計画ならびに会の運営に関する事項
- ② 補正予算に関する事項
- ③ 会則の改正に関する事項
- ④ 総会・代表者会議に付議する事項
- ⑤ その他、会長が必要と認めた事項

(顧問ならびに相談役)

第13条 本会に顧問および相談役をおくことができる。顧問および相談役は、理事に回り会長が委嘱する。

(経 費)

第14条 本会の経費は、会費ならびにその他の収入をもってこれに充てる。

(会 費)

第15条 本会の会費は、年額1口（1,000円）以上とする。

(事業年度)

第16条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(細 則)

第17条 この会則に定めるもののほか必要事項は理事会の審議を経て会長が定める。

(付則)

本会則は平成6年4月23日より実施する。

平成14年4月19日一部改正

平成26年5月9日一部改正

令和7年3月14日一部改正

船橋市立船橋中学校 部活動後援会 細則

会則１７条による部活動への奨励・援助および市大会以上の選手代表派遣に対する援助金を次のように定める。

１ 各部活動援助金 １００円×部員数＋５，０００円
(１００円単位切り上げ)

２ 市大会優勝祝金（春のみ）
団体競技 １０，０００円
個人競技 ５，０００円

３ 県大会出場補助金（但し夏の大会に限る）
団体競技 １０，０００円
個人競技 ５，０００円

４ 県大会優勝祝金
団体競技 １０，０００円
個人競技 ５，０００円

５ 関東大会出場補助金
団体競技 ５０，０００円
個人競技 １０，０００円

６ 全国大会出場補助金
団体競技 １００，０００円
個人競技 １０，０００円

７ 個人競技の上限を団体競技の上限と同じとする。

８ その他、１～７以外に援助の必要がある時はこれを部活動後援会会長に要請し、承認を得るものとする。

（付 則）

本会則は平成７年５月６日より実施する。

平成８年４月２０日一部改正

平成１１年３月３１日一部改正

平成１８年１１月１１日一部改正

平成２０年５月３０日一部改正

平成２４年５月１０日一部改正

平成２７年５月８日一部改正

平成２８年５月１０日一部改正